

医第1106-2号  
令和8年1月15日

保健所設置市保健所長様

医療整備課長

医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の  
解釈について（その3）

本県の保健医療行政の推進につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、令和7年12月26日付け医政発1226第12号で厚生労働省医政局長から別添のとおり通知がありましたので、管内医療機関への周知をお願いします。

また、一般社団法人埼玉県医師会会長と一般社団法人埼玉県歯科医師会会長に対して会員への周知について別途通知しましたことを申し添えます。

厚生労働省からの通知については、医療整備課のホームページに掲載していますので御参照ください。

《参考》 医療整備課「厚生労働省等からの通知」ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/kouroushou-tuuchi-home31.html>

担当：医務担当  
電話：048-830-3539  
FAX：048-830-4802  
E-Mail：[a3530-03@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3530-03@pref.saitama.lg.jp)